

1 共通事項

1. 道路占用許可申請について

【申請書の電子化について（市道）】

- ・ 令和 8 年 3 月 2 日から営業課から土木管理課への道路占用の申請が電子化されます。
- ・ 営業課に提出していただく道路占用書類については今までと変わりませんが、書類の提出の際は、給排水別々のデータでの提出をお願いします。また、裏面の写真のデータについては、申請書と合わせた形のデータで提出をお願いします。
- ・ 許可のおりた道路占用許可申請書が土木管理課の印がついたものから、土木管理管理課の印なしの道路占用許可申請書と、申請のリスト（**添付資料 1-1-1**）に代わります。
- ・ 道路使用許可の申請には、土木管理管理課の印なしの道路占用許可申請書と、申請のリストが必要になります。
- ・ 令和 8 年 3 月 2 日直後は土木管理課の印がある道路占用許可申請所と、土木管理管理課の印がない道路占用許可申請書と申請のリストのセットが両方入っていることが予想されるため、道路使用許可申請時には注意してください。
- ・ 道路占用許可申請書のデータの提出について。

【申請書記入時の注意事項等について（市道）】

今年度、市道占用について修正が多いもの、要注意すべき点をまとめましたので、占用を申請される際はご活用ください。

- ・ 写真は遠すぎず、鮮明で舗装状況がわかる写真を撮ること。
- ・ 位置図の占用箇所がわかるように赤く線を引くこと。
- ・ 断面図に正しい情報を詳細に書くこと。（側溝や道路後退線など正しい情報を必ず明記すること。）
- ・ 位置図にグーグルマップは使わないこと。
- ・ 側溝が雨水浸透型の場合、断面図へ袋状構造を表現すること。（詳しくは令和 8 年 4 月改訂版排水工事指針 38 ページを確認してください。）
- ・ 道路の占用部分のみ赤で記載すること。（主に写真について注意すること。なお民地側は黒で記載。）
- ・ （**添付資料 1-1-2**）【豊橋市道 道路占用許可申請チェックシート】のとおり、申請書の内容の確認をしますので、提出時にはチェックシートを確認して頂き、修正等がないように提出をお願いします。

【全天候型高耐久性常温合材の使用について（市道）】

- ・ 平成 27 年度の講習会の際、全天候型高耐久性常温合材の使用について、市道の場合で、舗装復旧面積が 2.0 m²以下の仮復旧等条件付きで使用可能とお伝えしていましたが、道路管理者に確認したところ、現状では合材が出荷できない夜間等緊急時のみ使用可能との事ですので、通常の引込管等の仮復旧時には使用しないようお願いします。

【「豊橋市道路掘削及び路面復旧工事の施工に関する要綱」の内容についての道路管理者からの回答について】

1. マンホール（バルブ、消火栓等）を含む場合の舗装復旧範囲について

マンホール（バルブ、消化栓等）を含む場合の舗装復旧については、（添付資料 1-1-3）図1のとおり、マンホール（バルブ、消化栓等）の半円または半分までを取り込んで復旧をお願いします。

2. 舗装復旧の範囲に含むクラック等の基準について

舗装復旧範囲に取り込むクラックについては、（添付資料 1-1-3）図2のとおり、横断的にクラックが入っている場合（亀甲状、小規模なクラックは除く）について、復旧範囲に取り込んで復旧をお願いします。

3. 元々あるクラック及び縦断方向で3m以内に既設復旧跡がある場合（（添付資料 1-1-3）図3）に、舗装復旧範囲に取り込む理由について

○元々あるクラックを取り込む理由について

「豊橋市道路掘削及び路面復旧工事の施工に関する要綱」第16条では、「路面復旧工事は、掘削前の道路機能、路面強度と同等以上に復旧するもの」としており、第19条の「路面復旧工事の影響範囲の決定」に記載がある、「クラック等」には、「舗装目地」も含むものとしている。このため、占用工事において新たに舗装目地が発生する場合には、掘削前と同等以上の機能、強度を確保するため、新たなクラック等（舗装目地を含む）を増やさない措置として、近接するクラック等を含む範囲を復旧範囲としている。

○縦断方向で3m以内に既設復旧跡を取り込む理由について

上記クラックと同様の考え方で、道路の占用は道路本来の目的ではないこと。占用物は道路の構造及び交通に多少なりとも支障を及ぼすとの考え方から、各道路管理者で復旧範囲を定めており、豊橋市では縦断方向で3m以内を復旧範囲を定めている。

4. 既設舗装厚が通常の基準の厚みと異なる場合について

占用工事で復旧する舗装厚が周辺の既設舗装厚と異なると、道路の維持管理上の支障となる可能性があるため、既設と同様の舗装厚での復旧をお願いします。

【構造物下の施工について】

- 構造物下の施工について、特に県道においては、同口径の鉄管にて貫通するなど必要最小限の掘削にて施工をお願いします。構造物下を乱すような掘削を行った場合については、構造物を一度撤去し、乱した路床を十分に転圧した後に構造物の据え直しを行って頂くようお願いします。

2. 未検査状態、本復旧未施工状態の早期解消について

- 一部の工事店で仮復旧のままで本復旧をしない。また、工事が完了したのにも関わらずしゅん工検査を行わない工事店があります。本来、工事完了後に速やかに検査を受検し、また適切な工事期間で本復旧工事をするものです。遅れが生じますと、お客様にご迷惑をかけてしましますので早期解消をお願いします。
- 一部の工事店に対して随時、検査及び本復旧をするように呼びかけをしていますが、呼びかけへの対応がない等の不誠実な対応は処分の対象となることをご留意ください。従来通りに行われている工事店はこれまで通り計画的かつ迅速に対応していただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

3. 宅内申請無届工事について

- 今年度、宅内申請が必要なのにも関わらず、申請を出さずに工事を施工するといった事例がありました。本来、改築工事であっても宅内の給水装置、排水設備、その他配管経路等の変更がある場合は必ず宅内申請が必要となります。

無届工事については条例にて罰則規定が定められているため、罰則の対象となる可能性があります。当たり前のことでありますが、宅内工事をする場合は、**必ず工事前に宅内申請を提出してください。**

4. 入金未確認の穿孔・分岐について

- 穿孔・分岐の着手については、原則は公金確認できた後に着手可能となります。やむを得ず早急に着手が必要な場合については、入金した事が確認できる納付書の写しを提示して頂ければ着手可能となりますのでお願ひします。（回数制限はなし）

申請のリスト（例）

豊上當第〇〇号

申請番号	占用場所（町名まで）	施工内容
07-〇〇	今橋町	給水管埋設
07-〇〇	東田町	給水管埋設
07-〇〇	東田町	給水管撤去

豊橋市道 道路占用許可申請チエックシート（給水申請・排水申請）

		申請書 (表)	申請書 (裏)	申 請 No	No.	No.	No.	No.
施工期間は適切か？（年末年始の抑制期間も要確認）								
道路認定があるのか？（赤道等の場合は河川等公共物で申請）								
埋設もしくは撤去が○付けされているか？								
文化財埋設の有無								
街区基準点の有無								
路線番号の記載があるか？（一級、二級路線でないか。）								
掘削箇所周辺に支障となる構造物（標識等）がある場合、支障物の管理者と協議								
給排同時復旧の有無（該当の場合は平面図提出）								
2区画同時復旧かどうか？（該当の場合は平面図提出）（同時復旧でない場合2m以上の場合離隔があるかを確認）								
舗装タイプおよび舗装厚は路線番号・幅員に適しているか？								
舗装	A : 5cm B : 10cm C : 17cm 歩道 : 3cm インター 砂利道 : 15cm	A : 5cm 乗入部A B : 10cm 乗入部B C : 17cm 乗入部C 歩道 : 3cm インター 砂利道 : 15cm	A : 5cm 乗入部A B : 10cm 乗入部B C : 17cm 乗入部C 歩道 : 3cm インター 砂利道 : 15cm	A : 5cm 乗入部A B : 10cm 乗入部B C : 17cm 乗入部C 歩道 : 3cm インター 砂利道 : 15cm	A : 5cm 乗入部A B : 10cm 乗入部B C : 17cm 乗入部C 歩道 : 3cm インター 砂利道 : 15cm	A : 5cm 乗入部A B : 10cm 乗入部B C : 17cm 乗入部C 歩道 : 3cm インター 砂利道 : 15cm	A : 5cm 乗入部A B : 10cm 乗入部B C : 17cm 乗入部C 歩道 : 3cm インター 砂利道 : 15cm	A : 5cm 乗入部A B : 10cm 乗入部B C : 17cm 乗入部C 歩道 : 3cm インター 砂利道 : 15cm
断面図は、施工方法と整合性は取れているのか？								
土被り（本管・引き込み管）は合っているか？								
側溝又は水路との離隔は30cm以上確保できているか？（水路は横方向の離隔も要記載）								
水路下越の既設管を撤去する場合は、埋め戻し方法が記載されているか？								
道路後退線はあるか？（ある場合は、自主セットバックなら道路占用物件に含めない。）								
写真は適切か（施工場所の状況がわかる写真か、遠すぎないか）								
不法占用物（養生用）マットや密接・段差解消がされていない（鉄板）が映り込みの有無								
全幅復旧・セーターフレームまでの復旧の有無								
写真	目地を含んだ復旧の有無（縫断方向3m以下）（マンホールやバルブなど構造物までの離隔も含む）	有・無						
申請書 (裏)	目地を含んだ復旧の有無（横断方向1m以下）（路肩、マンホールやバルブなど構造物までの離隔も含む）	有・無						
カラー舗装復旧の有無	ダイヤマーク復旧の有無（ダイヤマークがあるときは復旧するか警察に確認）	有・無						
ライン復旧の有無		有・無						

図1 マンホール（バルブ、消火栓等）を含む舗装復旧範囲について

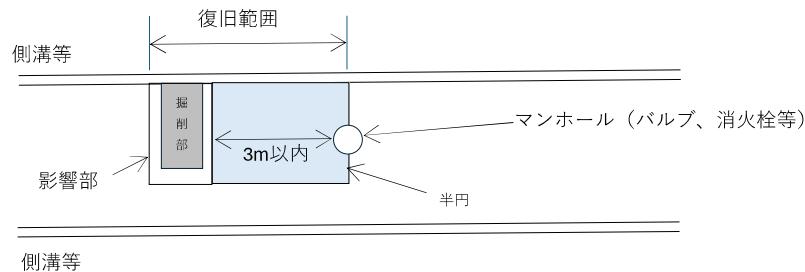
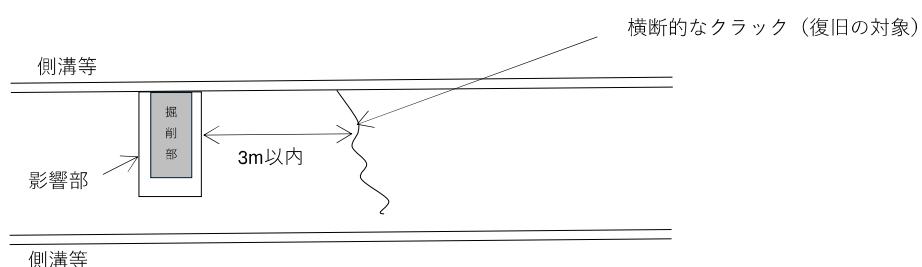


図2 舗装復旧範囲に含むクラックの基準について

復旧範囲に含む場合



復旧範囲に含まない場合

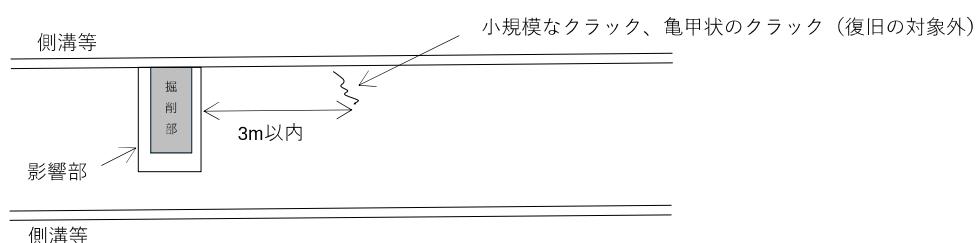
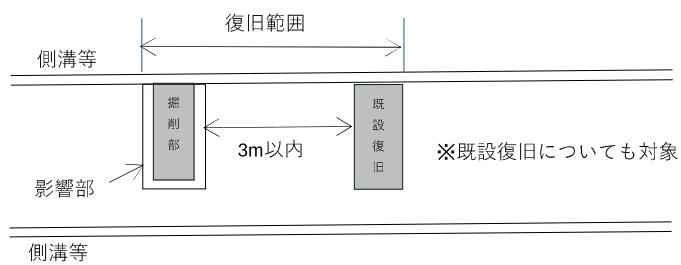


図3 縦断方向で3m以内に既設復旧跡がある場合について



共通事項

電子申請について

目次

- 1.令和8年1月からの変更点
- 2.申請時の記入方法の変更点・注意点
- 3.その他

1.令和8年1月からの変更点

①申請時にメールアドレスの入力欄を追加しました。

※ログインしたメールアドレスが自動で入るようになっているので、そのまま進んでもらえれば大丈夫です。

入力フォーム

給水装置工事申込書・排水設備計画確認書

メールアドレス 自動入力

入力されていれば、そのまま次へ進んでください。

入力されていなければ、記入して次へ進んでください。

kyuhaisui_tech@city.toyohashi.lg.jp



一時保存して、次へ進む

1.令和8年1月からの変更点

②電子で提出した申請について、本受付したタイミングと承認書・納付書を発行したタイミングで申請時のメールアドレスあてにメールを送信するようになりました。

タイトル	給水装置工事申込書・排水設備計画確認書 申請本受付のお知らせ
日付	2026/01/09 (金) 18:14
差出人	給排水 G <kyuhaisui_tech@city.toyohashi.lg.jp>
to(宛先)	kyuhaisui_tech@city.toyohashi.lg.jp
cc(写)	

整理番号 :

設置場所 :

給水受付番号 :

排水受付番号 :

R8.1.9付けで本件を本受付しましたのでお知らせします。

承認書や納付書はR8.1.9から一週間程度で発行予定です。

よろしくお願いします。

2.申請時の記入方法の変更点・注意点

**変更点：申込者の情報の記入の仕方、設置場所地番の記入の仕方を
統一するようお願いします。**

- ・氏名は苗字と名前は全角スペース
- ・法人は代表者を必ず記載し(株)などは不可（株式会社〇〇 代表取締役 △△□□）
- ・申込者住所は愛知県内は県名省略しアパートなどは名称部屋番号まで入力するが号室は省く
- ・申込者住所および設置場所住所は番地や号は記載せず○-□など簡易な表現で統一また地番が複数ある場合は半角カンマ区切りとする

※現在の電子申請の注意書きが間違っているところは注意書きを修正します

2.申請時の記入方法の変更点・注意点

記載例

氏名： ○○ □□ 法人名：株式会社○○ 代表取締役 □□ □□

申込者住所 市内：前田町二丁目○-○（×：○○町○番地○号）
 県内：豊川市○○町二丁目○-○ 岡崎市○○町三丁目○-○
 県外：東京都○○区□□三丁目○-○
 （×：東京都○○区□□3-○-○）

アパート名、部屋番号：ハイツ○○ A-301、○○アパート II 202
 （×：ハイツ○○ A-301号室）

設置場所住所が複数地番の場合：○○町10-1,10-2,10-5の一部
 （×：○○町10-1、10-2、10-5の一部）

2.申請時の記入方法の変更点・注意点

注意点

- ◎指定工事店名：(株)等の略称は使わないでください。
- ◎申込者・申請者の住所、設置場所
 - (町) : ○○△丁目の△は漢数字で記入してください。
 - (字) : 字名がある場合は必ずこの項目に記入してください。
※次の項目の（地番・アパート名）には記入しないでください。
- ◎工事内容の確認（創設者扱いのトリガー）
豊橋牛川西部区画整理地内、豊橋柳生川南部区画整理地内、本管延伸の承認工事の場合は必ず選択してください。

3.その他

【KH00】 なんでもボックスに提出をする際に営業課の担当の名前をなるべく記入するようしてください。

→記入がないと担当を探すのに時間がかかり、審査等の遅れにつながる恐れがあります。

最後に

講習会アンケート（検針員が各戸検針で漏水を疑ったときに配布している「調査・修繕ができる豊橋市指定給水装置工事事業者」のチラシへ掲載を希望するか。）について、こちらのQRコードを読み取って、またはURLを入力してご回答をお願いします。



チラシに掲載希望の場合は
必ず回答をお願いします！

URL : <https://ttzk.graffer.jp/city-toyohashi/smart-apply/apply-procedure-alias/R7kousyuukai>

AQUA Starts について

ご挨拶

本日はお忙しい中、令和7年度給水装置工事主任技術者・排水設備工事責任技術者の講習会にご参加いただきありがとうございます。

第一環境株式会社 豊橋共同事務所 給排水担当の袴田でございます。これから少々お時間を頂きまして、当社電子申請システム「AQUA-Starts」についての周知事項をご説明いたします。

円滑な申請および検査実施のため、下記内容のご確認をお願いいたします。

■ 工事申請

分岐工事予約や竣工検査予約を申し込むには、先ず工事申請をする必要があります。

(工事申請 → 分岐工事予約 → 竣工検査予約と連動しているため)

営業課から承認書・確認書が発行されましたら AQUA Starts での工事申請をお願いします。

● 工事名称の記載について

工事名称に「給水受付番号」及び「排水承認番号」の記載をお願いします。

● 舗装復旧着手の申請について

舗装復旧着手の申請は AQUA Starts の業務メニューにないため、工事申請から申請してください。

工事名称には「舗装復旧着手届」と「給水受付番号」「排水承認番号」を記載し、資料を添付して申請してください。

■ 分岐工事予約

穿孔及び分岐工事着手届は、原則 1 週間前に予約するようお願いします。

● 着手届の記載について

記載内容の間違いにご注意ください。

特に以下の抜けや間違いが多く見受けられます。

- ・「施工日時」
- ・「給水受付番号」や「排水承認番号」

また、

- ・穿孔工事着手届に分岐工事の内容を記載
 - ・分岐工事着手届に穿孔工事の内容を記載
- といった誤りもあります。

● 添付書類について

以下の書類を添付してください。

- ・穿孔工事着手届
- ・分岐工事着手届
- ・道路使用許可証
- ・施工図
- ・保安設備図

申請後に施工予定日が変更となる場合は、お客様料金センターまでご連絡願います。

■ 竣工検査予約

検査予約は毎週水曜日 17:15 をもって締切とし、翌営業日の午後に翌週(月～金)の検査予定日時をメールにて通知いたします。

連休明け日などを検査予約される方は、第二希望日時をコメント欄にご記載ください。

検査予約が集中して第一希望日に添えない場合があります。

また、立会日時の変更を希望される場合は、電話連絡にてご相談ください。

しゅん工検査について

■ 申請時の添付書類

しゅん工検査の申請には、以下を添付してください。

- 工事しゅん工検査申請書
- 排水設備完了届

※AQUA Starts には自動生成機能がありません。

添付する資料は、不備・不足のないようご注意をお願いします。

■ しゅん工検査後の訂正

しゅん工検査の訂正が多い項目について

以下の3つが挙げられます。

1. オフセット

2. 受付番号及び水栓番号
3. 図面

申請審査時に指摘・指示された事項は必ず確認し、不履行のないよう施工してください。

検査で修正指示のあったものは作成次第早めの申請をお願いします。

■ しゅん工検査に係る提出物

- 受水槽を設置した場合は「受水槽施設調査票」を提出してください。
 - 排水検査完了後は「公共下水道使用開始届」を営業課へ提出してください。
 - 舗装復旧完了写真については、舗装復旧日を明示するようお願いします。
-

その他

● 豊川市での運用について

豊川市でも2月1日からAQUA Startsを利用した電子申請が始まりました。
豊橋市と豊川市ではAQUA-Startsの運用ルールが異なりますのでご注意ください。

■ 電子申請の推進について

電子申請の推進により、紙使用の削減及びデータ保存の効率化を図っております。
AQUA Startsを初めてご利用される方は操作方法をご説明しますので、電話連絡またはお客様料金センター窓口までご相談ください。

0532-51-2712 <月～金曜日 8:30～17:15>